

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

30 松地環第1号の4  
平成30年(2018年)8月29日

株式会社寿バイオ  
代表取締役 赤羽 時江 様

長野県松本地域振興局長

平成30年7月6日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書(再生活用業の事業範囲変更指定)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社寿バイオ 代表取締役 赤羽 時江 長野県塩尻市大字広丘吉田670番地1	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県塩尻市大字広丘吉田670番地1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(エステル化、遠心分離)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○エステル化する産業廃棄物 廃油(廃食用油に限る。) ○遠心分離する産業廃棄物 廃油(廃食用油に限る。)	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	○エステル化施設 500ℓ/日(12時間稼働) ○遠心分離施設 3,000ℓ/日(9時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	○エステル化する産業廃棄物 廃油(廃食用油に限る。) ○遠心分離する産業廃棄物 廃油(廃食用油に限る。)	○エステル化する産業廃棄物 廃油(廃食用油に限る。)
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 塩尻市広丘吉田3区及び5区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 塩尻市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 平成30年10月3日(水)午後6時から (場所) 吉田西防災コミュニティーセンター (塩尻市大字広丘吉田440番地3)	

### 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。